

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、この開発区域を表示した図書は、奈良県中和土木事務所において閲覧できます。

平成二十九年四月十四日

奈良県知事 荒井正吾

一 許可番号

平成二十八年十月二十一日奈良県指令中土第四九一五号

平成二十九年三月二十九日奈良県指令中土第四九一五一一号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 平成二十九年三月三十日中土第六八一〇号

公共施設に関する工事の検査済証 平成二十九年三月三十日中土第六九一四号

三 開発区域又は工区に含まれる地域

桜井市大字谷八三五番八、八三五番九、八三五番一〇、八三五番一一及び八三五番

一二

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

桜井市大字三輪七二番地の三

株式会社日生ハウジング 代表取締役 荒木正義

五 公共施設の種類、位置及び区域

道路 桜井市大字谷八三五番八

下水道 桜井市大字谷八三五番八の一部